２０２５年８月２日

司法令７－１・予備令７－１

学生Ａ，Ｂ及びＣは，【事例】について，【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑪までの（ ）内に【語句群】から適切なものを入れた場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。なお，①から⑪までの（ ）内には，それぞれ異なるものが入る。

【事　例】

甲及び乙は，Ｘに対して傷害を負わせる旨の共謀を遂げ，それぞれ鉄パイプでＸを殴った。甲は，Ｘが反抗的な態度を示したため激高し，Ｘに対する殺意を抱き，傷害の故意にとどまる乙と共にＸに暴行を加えたことにより，Ｘは死亡した。

【会　話】

学生Ａ．共同正犯の本質について（①）に立った場合，共同正犯の成立は（②）ので，【事例】では（③）ということになりますね。

学生Ｂ．その考え方は（④）という問題があるのではないでしょうか。さらに，乙には（⑤）の故意がないのに，（⑤）罪の共同正犯の成立を認めることにも疑問があります。

学生Ｃ．共同正犯の本質について（⑥）に立った場合，共同正犯の成立は（⑦）ので，【事例】では（⑧）ということになりますね。

学生Ａ．その考え方を一貫させると（⑨）という問題があるのではないでしょうか。

学生Ｂ．共同正犯の本質について（①）に立ちつつ，構成要件が同質的で重なり合う限りにおいて共同正犯の成立を認める見解に立った場合，【事例】では（⑩）ということになりますね。

学生Ｃ．その考え方によると，【事例】において，乙の行為から死亡結果が発生した場合，甲に（⑪）罪の単独犯が成立するにとどまってしまうという問題があるのではないでしょうか。

【語句群】

ａ．犯罪共同説　ｂ．行為共同説

ｃ．同一罪名に限られる　ｄ．異なる罪名でも認められる

ｅ．甲に殺人罪の共同正犯，乙に傷害致死罪の共同正犯が成立する

ｆ．甲及び乙に傷害致死罪の共同正犯が成立し，甲に殺人罪の単独犯が成立する

ｇ．甲及び乙に殺人罪の共同正犯が成立し，乙は傷害致死罪の限度で科刑される

ｈ．共同正犯の成立範囲が広がりすぎる　ｉ．罪名と科刑が分離する

ｊ．殺人　ｋ．殺人未遂　ｌ．傷害致死

１．①ａ　④ｉ　⑧ｅ　⑩ｆ　⑪ｋ

２．①ｂ　③ｅ　⑥ａ　⑧ｇ　⑨ｉ

３．②ｃ　⑤ｊ　⑥ｂ　⑨ｈ　⑪ｌ

４．②ｄ　④ｈ　⑦ｃ　⑧ｆ　⑩ｅ

５．③ｇ　⑤ｋ　⑦ｄ　⑩ｆ　⑪ｌ

解答：１

行為共同説と犯罪共同説の違いである。共同正犯において，罪名従属性を認めるか否か。

判例の結論を意識する。部分的犯罪共同説，本件の事例の場合，甲及び乙に，傷害致死の共同正犯，甲に殺人罪の単独犯が成立する。その辺りを念頭にいれて，問題を検討する。

Bの第２発言

共同正犯の本質について（①）に立ちつつ，構成要件が同質的で重なり合う限りにおいて共同正犯の成立を認める見解に立った場合，【事例】では（⑩）ということになりますね。

から，①ａ．犯罪共同説，⑩ｆ．甲及び乙に傷害致死罪の共同正犯が成立し，甲に殺人罪の単独犯が成立する

⑩の候補は，e,f だが，犯罪共同説の結論からは，ｆ, g が考えられる。
部分的犯罪共同説（判例）の結論である，ｆが入る。

なお，Ｂ第１発言の
⑤ｊ．殺人も入りそう。乙に殺人の故意がないから。そこから，肢を入れて行ってもよい

⑩ｆから，肢４が切れる。
①a から，肢２も切れる

Ｃの第２発言

学生Ｃ．その考え方によると，【事例】において，乙の行為から死亡結果が発生した場合，甲に（⑪）罪の単独犯が成立するにとどまってしまうという問題があるのではないでしょうか。

⑪ｋ．殺人未遂罪

が入る。甲は，殺意をもって，実行行為をしているが，結果は乙から発生。
殺人については，単独である以上，乙の結果を甲に帰責できない。
したがって，未遂。

この時点で，３，５が切れる
残った１が正解。

後ろにヒントがあることが多い。

司法令７－２・予備令７－２

学生Ａ及びＢは，【事例】について，【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑪までの（ ）内に【語句群】から適切なものを入れた場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。なお，①から⑪までの（ ）内には，それぞれ異なるものが入る。

【事　例】

甲は，乙所有の飼い犬（以下「乙犬」という。）が甲所有の飼い犬（以下「甲犬」という。）に突然襲い掛かったため，甲犬を守る目的で，持っていた甲所有の傘で乙犬を殴り，乙犬に怪我を負わせた。

【会　話】

学生Ａ．乙犬が甲犬に襲い掛かったことについて，乙に故意・過失が（①）場合，甲が乙犬に怪我を負わせた行為に（②）の成立を認めるかが問題になりますね。

学生Ｂ．私は，「(③)」は人間の行為に（④）と考えるので，（②）の成立を（⑤）。そのため，（⑥）の成否が問題になります。

学生Ａ．(⑦) と (⑧) を必要とする (⑥) の限度でしか対抗できないというのでは，(⑨) の保護が不十分ではないですか。

学生Ｂ．乙に故意・過失が（⑩）場合，（②）が成立し得るので，不都合はありません。

学生Ａ．（⑥）の法的性格について，どう考えますか。

学生Ｂ．（⑥）は，（⑦）を要件としているので，違法性阻却事由であると考えます。

学生Ａ．そうすると，（⑥）に当たる行為に対して（②）は（⑪）ことになりますね。

【語句群】

ａ．ある　　ｂ．ない　　ｃ．正当防衛　　ｄ．緊急避難
ｅ．不正の侵害　ｆ．現在の危難　ｇ．限られる　　ｈ．限られない
ｉ．認めます　　ｊ．認めません　ｋ．補充性　　ｌ．法益均衡
ｍ．甲　ｎ．乙　ｏ．成立し得る　ｐ．成立し得ない

１．①ａ　③ｆ　⑤ｉ　⑨ｎ　⑩ｂ
２．①ｂ　④ｇ　⑦ｋ　⑧ｌ　⑩ａ
３．②ｃ　⑤ｊ　⑦ｌ　⑨ｍ　⑪ｏ
４．②ｄ　④ｈ　⑥ｃ　⑩ｂ　⑪ｏ
５．③ｅ　⑥ｄ　⑧ｋ　⑩ａ　⑪ｐ

解答：５

A 第１発言

学生Ａ．乙犬が甲犬に襲い掛かったことについて，乙に故意・過失が（①）場合，甲が乙犬に怪我を負わせた行為に（②）の成立を認めるかが問題になりますね。

①ｂない
②ｃ正当防衛

故意，過失がないときに，対物防衛が問題となる。
ある場合は，乙の行為の延長線と捉えられるので，正当防衛となる。

Ｂの第１発言，Ａの第２発言

学生Ｂ．私は，「(③)」は人間の行為に（④）と考えるので，（②）の成立を（⑤)。そのため，（⑥）の成否が問題になります。

学生Ａ．(⑦) と (⑧) を必要とする (⑥) の限度でしか対抗できないというのでは，(⑨) の保護が不十分ではないですか。

⑦⑧を必要とする⑥の限度，ｄ．緊急避難が，⑥に入る。

緊急避難の問題ということは，正当防衛は否定。
⑤ｊ認めません
が入る。
③e 不正の侵害は，人間の行為に④限られる。

不正は違法。違法なことができるは，人のみ考える。
この時点で，１，４が切れる。

Ｂの第３，Ａの第４発言

学生Ｂ．（⑥）は，（⑦）を要件としているので，違法性阻却事由であると考えます。

学生Ａ．そうすると，（⑥）に当たる行為に対して（②）は（⑪）ことになりますね。

⑦は，１．法益均衡　違法性の定義から導く，⑧は，ｋ補充性が入る。
肢２が切れる。
⑪ｐ成立しえない
違法性阻却，正対正，正当防衛は，⑪ｐ成立し得ない　が入る。３切れて，５正解

司法令７－３・予備令７－３

学生Ａ，Ｂ及びＣは，【事例】について，【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑪までの（ ）内に【語句群】から適切なものを入れた場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。なお，①から⑪までの（ ）内には，それぞれ異なるものが入る。（解答欄は，［No. ３］）

【事 例】

甲は，威力を用いて県議会委員会の条例案採決の事務を妨害した。

【会 話】

学生Ａ．甲に（①）が成立するかについては，（②）が（①）の客体である（③）に含まれるかが問題となりますね。

学生Ｂ．私は，（③）に（④）との立場から，甲に（①）が（⑤）と考えます。

学生Ｃ．（⑥）についてまで（①）の保護対象に含める必要はあるのですか。

学生Ａ．私は，（③）に（⑦）との立場から，甲に（①）が（⑧）と考えます。

学生Ｃ．Ａさんの立場では，威力を用いて私立高校の入学試験を妨害した場合には（①）が（⑤）のに，公立高校で同じことをしても（①）も（⑨）も（⑧）ことになりかねず，不均衡ではありませんか。私は，（⑥）は（③）に含まれず，それ以外の（②）は（③）に含まれると考えます。【事例】における事務は，（⑥）に当たらず，（③）に含まれるので，甲に（①）が（⑤）と考えます。

学生Ｂ．Ｃさんの立場では，（⑩）場合，どのように考えるのですか。

学生Ｃ．その行為さえなければ遂行されたはずの本来の警察官の（②）が妨害された場合，その妨害された（②）の中に（⑥）が含まれていたとしても，強制力を行使し得る段階に（⑪）ので，その全体について（①）が成立すると考えます。

【語句群】

ａ．業務妨害罪 ｂ．公務執行妨害罪 ｃ．業務 ｄ．公務

ｅ．全ての公務が含まれる ｆ．全ての公務が含まれない

ｇ．成立する ｈ．成立しない

ｉ．強制力を行使する権力的公務 ｊ．非権力的公務

ｋ．職務質問中の警察官に対して威力を用いて抵抗した

ｌ．警察官に対して犯罪予告の虚偽通報がなされた ｍ．ある ｎ．ない

１．①ａ ③ｃ ⑥ｉ ⑧ｈ ⑩ｌ

２．①ｂ ④ｅ ⑥ｊ ⑨ａ ⑩ｋ

３．②ｃ ④ｆ ⑦ｅ ⑨ａ ⑪ｍ

４．②ｄ ⑤ｇ ⑦ｆ ⑨ｂ ⑪ｍ

５．③ｄ ⑤ｈ ⑧ｇ ⑩ｋ ⑪ｎ

解答：１

Ａの第１発言

学生Ａ．甲に（①）が成立するかについては，（②）が（①）の客体である（③）に含まれるかが問題となりますね。

①ａ．業務妨害罪が成立するかは，②ｄ．公務が，③ｃ．業務
に含まれるかという問題になる。

この時点で，肢２，肢３，肢５が切れる。

心配であれば，学生Ｃの第ア発言で，結論が分かれている。
判例の結論と推定すると，②①などが入る。

学生Ｂ．Ｃさんの立場では，（⑩）場合，どのように考えるのですか。
学生Ｃ．その行為さえなければ遂行されたはずの本来の警察官の（②）が妨害された場合，その妨害された（②）の中に（⑥）が含まれていたとしても，強制力を行使し得る段階に（⑪）ので，その全体について（①）が成立すると考えます。

Ｃさんの立場，判例の見解からあてはめ。

強制力を行使し得る段階に（⑪）ので，①業務妨害罪が成立する。

⑪にｎ．ないが入る。

ｍ．ある　の場合，強制力を行使し得ることなり，権力的公務は，業務妨害罪の対象から除外されている。したがって，成立しないという結論になるので，問題文と矛盾する。

⑩ｌ
　虚偽の通報がなされたが入る。その通報に振り回され予知されていた公務ができなくなる。したがって，妨害された公務の中に，権力的公務が含まれていたとしてもにつながる。

司法令７－４・予備令７－７

学生Ａ及びＢは，【会話】のとおり議論している。【会話】中の①から⑧までの（ ）内に【語句群】から適切なものを入れた場合，正しいものの組合せは１から５までのうちどれか。なお，①から⑧までの（ ）内には，それぞれ異なるものが入る。（解答欄は，［No. ４］）

【会 話】

学生Ａ．支払意思・能力がないことを秘して飲食店で注文し，飲食物の提供を受けた無銭飲食の事案について，詐欺罪は成立しますか。

学生Ｂ．私は，判例と同様に，（①）といえ，（②）に当たるので，詐欺罪が成立すると考えます。

学生Ａ．約款により暴力団関係者の施設利用を拒絶しているゴルフ場において，暴力団関係者がその旨を申告することなく施設利用をした場合はどう考えますか。

学生Ｂ．私は，判例と同様に，事案によっては詐欺罪が成立しない場合もあると考えます。詐欺罪が成立するとした判例では，（②）を認定できる事情がありました。一方，詐欺罪が成立しないとした判例では，ゴルフ場側が（③）するなどして，暴力団関係者による施設利用を（④）する意向を示していたものの，それ以上に（⑤）する措置は講じていなかったという事情がありました。また，（③）している周辺のゴルフ場において，暴力団関係者の施設利用を（⑥）する例が多数あったことなど，（②）を認定することが困難な事情がありました。そのため，暴力団関係者であることを申告せずに施設利用を申し込んだとしても，（⑦）ので，（⑧）としました。

【語句群】

ａ．飲食後，直ちに代金を支払う意思・能力がないことを告知する義務があるのに，その義務に違反して真実を告げていない

ｂ．飲食店における注文は，暗黙の前提として，飲食後，直ちに代金を支払う意思・能力があるとの意思表示を内包している

ｃ．挙動による欺罔行為　ｄ．不作為による欺罔行為

ｅ．利用客に対して暴力団関係者でないことを確認

ｆ．暴力団関係者の施設利用を拒絶する旨の立看板を設置

ｇ．許可・黙認　ｈ．拒絶

ｉ．利用客は正規の利用料金を支払っており，ゴルフ場に経済的な不利益はない

ｊ．申込者が当然に暴力団関係者でないことまで表しているとは認められない

ｋ．財産的損害が発生していない　ｌ．欺罔行為に当たらない

１．①ａ　③ｅ　⑤ｆ　⑦ｉ
２．①ｂ　④ｇ　⑥ｈ　⑦ｊ
３．②ｃ　④ｈ　⑥ｇ　⑧ｌ
４．②ｄ　⑤ｆ　⑥ｈ　⑧ｋ
５．③ｆ　⑤ｅ　⑦ｉ　⑧ｋ

解答：３

学生Ｂの第１発言

学生Ｂ．私は，判例と同様に，（①）といえ，（②）に当たるので，詐欺罪が成立すると考えます。

①ｂ．飲食店における注文は，暗黙の前提として，飲食後，直ちに代金を支払う意思・能力があるとの意思表示を内包している
といえ，
②ｃ．挙動による欺罔行為
にあたるので，詐欺罪が成立する。

となる。

不作為は，つり銭詐欺などを想定。
作為が認定できれば，犯罪が成立しやすい。

不作為の認定は，できる限り避ける。そこで，②ｃ．挙動による欺罔行為が，認定できるｂが①に入る。

この時点で，肢１，肢４が切れる。

学生Ｂの第２発言

学生Ｂ．私は，判例と同様に，事案によっては詐欺罪が成立しない場合もあると考えます。詐欺罪が成立するとした判例では，（②）を認定できる事情がありました。一方，詐欺罪が成立しないとした判例では，ゴルフ場側が（③）するなどして，暴力団関係者による施設利用を（④）する意向を示していたものの，それ以上に（⑤）する措置は講じていなかったという事情がありました。また，（③）している周辺のゴルフ場において，暴力団関係者の施設利用を（⑥）する例が多数あったことなど，（②）を認定することが困難な事情がありました。そのため，暴力団関係者であることを申告せずに施設利用を申し込んだとしても，（⑦）ので，（⑧）としました。

③ｆ．暴力団関係者の施設利用を拒絶する旨の立看板を設置
④ｈ．拒絶
⑤ｅ．利用客に対して暴力団関係者でないことを確認
が入る。

肢２が切れる。肢３，肢５のいずれか

　看板では断っていたが，実際に確認までは取っていなかった。実効性がなかったという文脈になる。

⑥ｇ．許可・黙認
⑧ｌ．欺罔行為にあたらない
詐欺を否定している。申告して申込，許可黙認しているということは，欺罔行為をしていないという論調につながる。ｋ財産上の損害は，関係ない。
なお，⑦は，ｊが入る。